






株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日
定時株主総会 基準日	毎年4月1日から3カ月以内に開催 定時株主総会権利行使確定日 毎年3月31日 期末配当金受領確定日 毎年3月31日 ※中間配当金制度は採用していません。 その他必要があるときは、あらかじめ公告して定めた日 株主優待券割当確定日 毎年3月31日および9月30日
単元株式数 公告の方法	1,000株 当社のホームページに掲載します。 <input type="text" value="ANA投資家情報"/> <input type="button" value="検索"/>  ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは日本経済新聞に掲載します。
証券コード	9202
株主名簿管理人および 特別口座の口座管理機関	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人 事務取扱場所	東京都中央区八重洲二丁目3番1号 住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先	〒183-8701東京都府中市日鋼町1番10 住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先(通話料無料)	 0120-176-417 (平日9:00～17:00、土・日・祝休み)
ホームページ	<input type="text" value="住友信託銀行証券代行部"/> <input type="button" value="検索"/> 

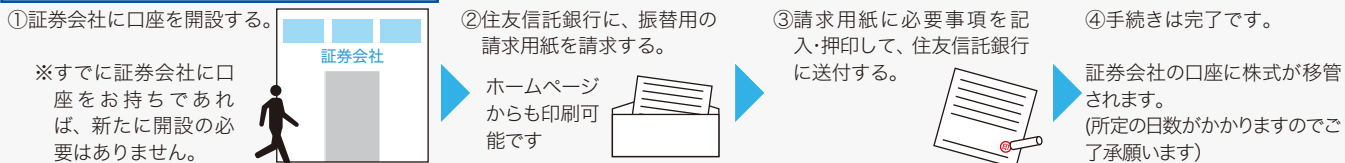
株式に関する住所変更等のお届出およびご照会について

証券会社に口座を開設されている株主様は、住所変更などのお届出およびご照会の際は口座のある証券会社あてにお願いいたします。
証券会社に口座を開設されていない株主様は、上記の電話照会先にご連絡ください。

[特別口座について]

株券電子化により、証券会社の口座にお預けにならなかった当社株式は住友信託銀行にある「特別口座」にて管理しています。「特別口座」では単元株式の売買はできません。証券会社の口座に移管することをお勧めします。(手続きの詳細は下記の移管方法をご覧ください)

「特別口座」から証券会社の口座に移管する方法



※特別口座にある単元未満株式(1,000株未満の株式)の部分のみ、買取請求もしくは買増請求をすることができます。

買取請求 当社が買い取るように請求することができます。

買増請求 ご所有の単元未満株式と合わせて1単元(1,000株)となるように株式を買い増しすることができます。この場合、1単元となった株式は特別口座にて管理され、このままでは売却することができません。株主様の証券会社の口座にお振り替えになることをお勧めいたします。

● 株主インフォメーション

権利付最終日:新規に株式をご購入の場合、2010年3月26日(金)が権利付最終日となります。

株主優待券:2010年3月末に1,000株以上ご所有の株主様に5月下旬に発送予定です。

定時株主総会招集ご通知:2010年3月末に1,000株以上ご所有の株主様に6月上旬までに発送予定です。

次回のANA VISION(第65回 定時株主総会決議ご通知・第60期報告書):2010年3月末の全株主様に6月下旬の定時株主総会終了後、発送予定です。